NPO 法人報徳食品支援センター

理事の職務権限規則

第１章 総 則

（目 的）

第１条 この規則は、NPO 法人報徳食品支援センター（以下「この法人」という。）の定款第 6 章（理事会）の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第２条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規則等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第２章 理事の職務権限

（理 事）

第３条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

（代表理事）

第４条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(3) 毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第３章 補 則

（細 則）

第５条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改 廃）

第６条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。